

令和3年度

石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

石川県後期高齢者医療広域連合監査委員

広監第 12 号
令和4年8月29日

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 栗 貴章 様

石川県後期高齢者医療広域連合

監 査 委 員 西尾 昭浩



監 査 委 員 中村 義彦



令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計及び
後期高齢者医療特別会計決算の審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類の審査に対する意見書を、別添のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	決算の審査概要	2
1	総括	2
2	決算規模	2
3	歳入歳出予算の執行状況	3
4	財産の状況	10
第6	審査意見	11

凡 例

- 1 文中及び各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「—」……………該当数値のないもの
 - 「△」……………比較により減少したもの

令和3年度 石川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算
- 2 附属書類
令和3年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和4年7月27日（水）から令和4年8月29日（月）まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、計数が正確であるか、予算執行及び会計処理が適正であるかなどに主眼を置き、関係書類の照合確認を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、計数はいずれも証拠書類と符合し正確であり、予算執行及び会計処理は適正なものであると認められた。

なお、決算の審査概要及び審査意見は、次のとおりである。

第5 決算の審査概要

1 総括

令和3年度一般会計及び特別会計の決算収支は、次の表のとおりである。

(注) 特別会計とは、後期高齢者医療の事業会計である。

(単位:千円)

区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	形式収支額 ③ (①-②)	翌年度へ 繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ⑤ (③-④)	令和2年度 実質収支額 ⑥	単年度 収支額 (⑤-⑥)
一般会計	548,879	527,567	21,312	0	21,312	16,792	4,520
特別会計	162,891,091	159,883,365	3,007,726	0	3,007,726	4,952,115	△1,944,389
合 計	163,439,970	160,410,932	3,029,038	0	3,029,038	4,968,907	△1,939,869

2 決算規模

令和3年度一般会計の決算額は、歳入5億4,887万9千円(前年度比1,035万2千円)、歳出5億2,756万7千円(同比583万2千円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2,131万2千円の黒字となっている。

また、特別会計の決算額は、歳入1,628億9,109万円1千円(同比36億8,871万1千円)、歳出1,598億8,336万5千円(同比56億3,310万円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は30億772万6千円の黒字となっている。

(単位:千円・%)

会計区分	年度区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B)-(C)
			決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	
一般会計	R3年度 (ア)	548,874	548,879	100.00	527,567	96.12	21,312
	R2年度 (イ)	538,516	538,527	100.00	521,735	96.88	16,792
	増 減 (ア)-(イ)	10,358	10,352	—	5,832	—	4,520
特別会計	R3年度 (ア)	164,617,705	162,891,091	98.95	159,883,365	97.12	3,007,726
	R2年度 (イ)	157,506,062	159,202,380	101.08	154,250,265	97.93	4,952,115
	増 減 (ア)-(イ)	7,111,643	3,688,711	—	5,633,100	—	△1,944,389

3 歳入歳出予算の執行状況

(1) 一般会計

ア 歳入の状況

予算現額 5 億 4,887 万円 4 千円に対して、調定額及び収入済額は、5 億 4,887 万 9 千円であり調定額に対する収納率は 100%となっている。款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	532,064	532,064	532,064	100.00	0	0
4 財 産 収 入	1	1	1	100.00	0	0
5 繰 入 金	0	0	0	—	—	—
6 繰 越 金	16,792	16,792	16,792	100.00	0	0
7 諸 収 入	17	22	22	100.00	0	0
合 計	548,874	548,879	548,879	100.00	0	0

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R3年度	R2年度	増減額	増減率
1 分 担 金 及 び 負 担 金	532,064	529,128	2,936	0.55
4 財 産 収 入	1	1	0	0.00
5 繰 入 金	0	0	0	—
6 繰 越 金	16,792	9,384	7,408	78.94
7 諸 収 入	22	14	8	57.14
合 計	548,879	538,527	10,352	1.92

(歳入の主な内容)

- 1 款 分担金及び負担金 5 億 3,206 万 4 千円 (前年度比 293 万 6 千円) は、広域連合の運営のための共通経費に係る各市町の負担金である。
- 4 款 財産収入 1 千円 (前年度と同額) は、財政調整基金の預金利子である。
- 6 款 繰越金 1,679 万 2 千円 (同比 740 万 8 千円) は、前年度からの純繰越金である。
- 7 款 諸収入 2 万 2 千円 (同比 8 千円) は、預金利子等である。

イ 歳出の状況

予算現額 5 億 4,887 万 4 千円に対し、支出済額は 5 億 2,756 万 7 千円であり、歳出予算の不用額は 2,130 万 7 千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 議会費	937	745	—	192	79.51
2 総務費	170,256	169,041	—	1,215	99.29
3 民生費	376,681	357,781	—	18,900	94.98
4 予備費	1,000	0	—	1,000	0.00
合計	548,874	527,567	—	21,307	96.12

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決算額		比較	
	R3年度	R2年度	増減額	増減率
1 議会費	745	595	150	25.21
2 総務費	169,041	166,326	2,715	1.63
3 民生費	357,781	354,814	2,967	0.84
4 予備費	0	0	0	—
合計	527,567	521,735	5,832	1.12

(歳出の主な内容)

1 款 議会費 74 万 5 千円(前年度比 15 万円)は、議員報酬や会場借上料等である。

2 款 総務費 1 億 6,904 万 1 千円(同比 271 万 5 千円)の内訳は、派遣職員人件費負担金 1 億 2,556 万 4 千円(同比△398 万 1 千円) 新聞広告業務委託料 596 万 5 千円(同比 147 万 6 千円)、財政調整積立金 1,213 万 7 千円(同比 475 万 2 千円)のほか、任期付一般職員給与や光熱水費や庁舎等使用料が主なものである。

3 款 民生費 3 億 5,778 万 1 千円(同比 296 万 7 千円)は、特別会計への事務費繰出金である。

(2) 特別会計

ア 歳入の状況

予算現額 1,646 億 1,770 万 5 千円に対して、調定額は 1,636 億 1,286 万 5 千円、収入済額は 1,628 億 9,109 万 1 千円であり、調定額に対する収納率は 99.56%となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

なお、9 款 諸収入の収入未済額は、医療法人による診療報酬の不正・不当請求に係る返納金が 6 億 6,561 万 9 千円、その加算金が 5,336 万 8 千円、また医療費等返納金（自己負担割合修正等によるもの）の滞納による収入未済額が 278 万円 7 千円である。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 市 町 支 出 金	27,767,324	28,237,325	28,237,325	100.00	0	0
2 国 庫 支 出 金	52,552,795	53,171,993	53,171,993	100.00	0	0
3 県 支 出 金	13,555,525	13,334,143	13,334,143	100.00	0	0
4 支 払 基 金 交 付 金	64,251,184	62,610,965	62,610,965	100.00	0	0
5 特別高額医療費 共同事業交付金	37,086	41,026	41,026	100.00	0	0
6 財 産 収 入	505	505	505	100.00	0	0
7 繰 入 金	1,281,354	357,781	357,781	100.00	0	0
8 繰 越 金	4,952,115	4,952,115	4,952,115	100.00	0	0
9 諸 収 入	219,817	907,012	185,238	20.42	0	721,774
合 計	164,617,705	163,612,865	162,891,091	99.56	0	721,774

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R3年度	R2年度	増減額	増減率
1 市 町 支 出 金	28,237,325	27,645,410	591,915	2.14
2 国 庫 支 出 金	53,171,993	53,846,651	△674,658	△ 1.25
3 県 支 出 金	13,334,143	12,727,509	606,634	4.77
4 支 払 基 金 交 付 金	62,610,965	61,963,977	646,988	1.04
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	41,026	40,786	240	0.59
6 財 産 収 入	505	438	67	15.30
7 繰 入 金	357,781	618,007	△260,226	△ 42.11
8 繰 越 金	4,952,115	2,141,586	2,810,529	131.24
9 諸 収 入	185,238	218,016	△32,778	△ 15.03
合 計	162,891,091	159,202,380	3,688,711	2.32

(歳入の主な内容)

- 1 款 市町支出金 282 億 3,732 万 5 千円(前年度比 5 億 9,191 万 5 千円)は、保険料・療養給付費等負担金及び健康診査補助金である。
- 2 款 国庫支出金 531 億 7,199 万 3 千円(同比△6 億 7,465 万 8 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、医療費の一部となる調整交付金及び健康診査補助金等である。
- 3 款 県支出金 133 億 3,414 万 3 千円(同比 6 億 663 万 4 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、健康診査補助金である。
- 4 款 支払基金交付金 626 億 1,096 万 5 千円(同比 6 億 4,698 万 8 千円)は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。
- 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 4,102 万 6 千円(同比 24 万円)は、著しく高額な医療費(レセプト 1 件当たり 400 万円を超えるもの)に対して国保中央会から交付されるものである。
- 6 款 財産収入 50 万 5 千円(同比 6 万 7 千円)は、医療給付費準備基金利子である。
- 7 款 繰入金 3 億 5,778 万 1 千円(同比△2 億 6,022 万 6 千円)は、一般会計繰入金である。
- 8 款 繰越金 49 億 5,211 万 5 千円(同比 28 億 1,052 万 9 千円)は、前年度繰越金である。
- 9 款 諸収入 1 億 8,523 万 8 千円(同比△3,277 万 8 千円)は、延滞金、預金利子、第三者納付金、医療費等返納金である。

イ 歳出の状況

予算現額 1,646 億 1,770 万 5 千円に対し、支出済額は 1,598 億 8,336 万 5 千円であり、歳出予算の不用額は 47 億 3,434 万円となっている。

不用額の多くは 2 款 保険給付費である。これは、前年度より増加したものの、引続き新型コロナウイルス感染により受診が抑制されたことが主な要因と考えられる。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 総務費	428,519	402,291	—	26,228	93.88
2 保険給付費	159,640,137	155,019,094	—	4,621,043	97.11
3 県財政安定化 基金拠出金	60,566	60,241	—	325	99.46
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	59,785	53,444	—	6,341	89.39
5 保健事業費	541,318	476,932	—	64,386	88.11
6 基金積立金	853,998	853,997	—	1	100.00
7 公債費	860	0	—	860	0.00
8 諸支出金	3,028,522	3,017,366	—	11,156	99.63
9 予備費	4,000	0	—	4,000	0.00
合計	164,617,705	159,883,365	—	4,734,340	97.12

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

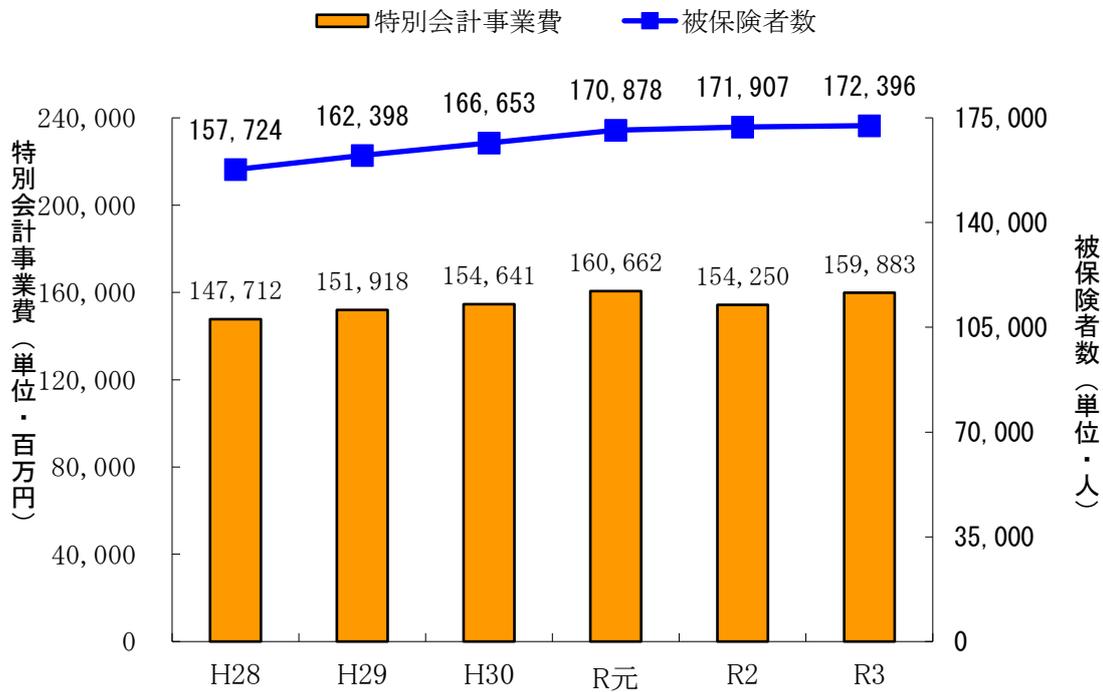
款	決 算 額		比 較	
	R3年度	R2年度	増減額	増減率
1 総 務 費	402,291	372,080	30,211	8.12
2 保 険 給 付 費	155,019,094	151,456,243	3,562,851	2.35
3 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	60,241	60,242	△1	△ 0.00
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	53,444	45,327	8,117	17.91
5 保 健 事 業 費	476,932	405,535	71,397	17.61
6 基 金 積 立 金	853,997	438	853,559	194876.48
7 公 債 費	0	0	0	—
8 諸 支 出 金	3,017,366	1,910,400	1,106,966	57.94
9 予 備 費	0	0	0	—
合 計	159,883,365	154,250,265	5,633,100	3.65

(歳出の主な内容)

- 1 款 総務費 4 億 229 万 1 千円(前年度比 3,021 万 1 千円)は、電算処理システム管理等の委託料、保険証の作成・郵送料及び市町への補助金等である。
- 2 款 保険給付費 1,550 億 1,909 万 4 千円(同比 35 億 6,285 万 1 千円)は、療養給付費、高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等である。
昨年度から大幅な増となったのは、新型コロナウイルス感染拡大による受診抑制が緩和されたことによる医療費の増加が要因と考えられる。
- 3 款 県財政安定化基金拠出金 6,024 万 1 千円(同比△1 千円)は、県設置基金への拠出金である。
- 4 款 特別高額医療費共同事業拠出金 5,344 万 4 千円(同比 811 万 7 千円)は、著しく高額な医療費に対応するための事務費及び医療費の拠出金である。
- 5 款 保健事業費 4 億 7,693 万 2 千円(同比 7,139 万 7 千円)は、健康診査事業の市町への委託料等である。
- 6 款 基金積立金 8 億 5,399 万 7 千円(同比 8 億 5,355 万 9 千円)は、医療給付費準備基金の積立金である。
- 7 款 公債費の執行はなかった。
- 8 款 諸支出金 30 億 1,736 万 6 千円(同比 11 億 696 万 6 千円)は、主に償還金で、療養給付費市町負担金返還金、医療給付費等国庫負担金返還金及び高額医療費県負担金返還金等である。
- 9 款 予備費の充用はなかった。

ウ 特別会計事業費及び被保険者数の推移

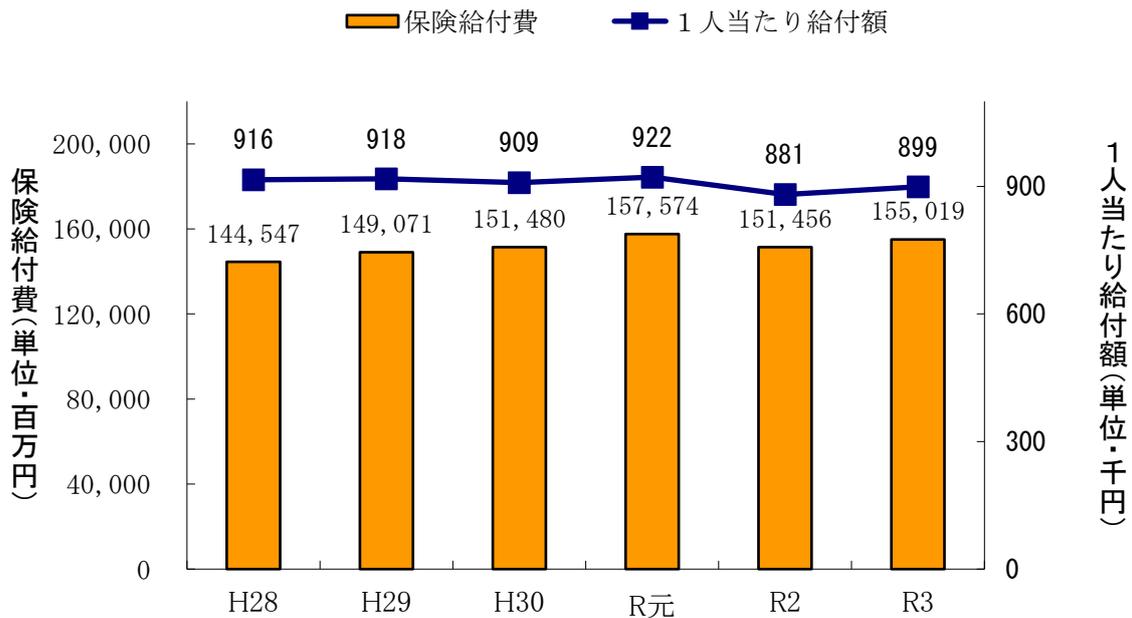
特別会計事業費、被保険者数の推移は、次のとおりである。



(注) 被保険者数は、当該年度の毎月末の被保険者数の平均である。

エ 保険給付費及び被保険者1人当たり給付額の推移

保険給付費、被保険者1人当たり給付額の推移は、次のとおりである。



4 財産の状況

(1) 基金

ア 財政調整基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 3 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	17,585	12,137	0	29,722

増 (1,213 万 7 千円) は繰越金の一部及び利子収入を積み立てたもの。

イ 後期高齢者医療給付費準備基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 3 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	2,889,694	853,997	0	3,743,691

増 (8 億 5,399 万 7 千円) は繰越金及び利子収入を積み立てたもの。

(2) 物 品 (1 品 100 万円以上)

ア 一般会計

公会計システム一式 (平成 29 年度導入)

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 3 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	0	0	1

イ 特別会計

ストレージサーバー一式

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 3 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	0	0	1

第6 審査意見

1 一般会計について

一般会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ5億4,887万4千円に対し、歳入5億4,887万9千円（前年度比1,035万2千円、1.92%）、歳出5億2,756万7千円（同比583万2千円、1.12%）と、歳入歳出ともに前年度比増となっている。歳入では市町共通経費負担金が293万6千円増加しており、歳出では民生費が296万7千円増加している。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は2,131万2千円（同比452万円、26.92%）と黒字になったが、この額については、財政の健全な運営に資するためにと、平成19年度に設置した財政調整基金に積み立てることとしている。

令和3年度は、昨年度からさらに452万円増えた黒字決算となったが、事務的経費であるこの一般会計は、市町からの負担金で運用されていることから、今後の予算編成にあたっては、多額の黒字が発生しないよう適切な予算計上を行い、市町の財政負担が少しでも軽減されるよう努められたい。

2 後期高齢者医療特別会計について

特別会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ1,646億1,770万5千円に対し、歳入1,628億9,109万1千円（同比36億8,871万1千円、2.32%）、歳出1,598億8,336万5千円（同比56億3,310万円、3.65%）であり、実質収支は30億772万6千円の黒字となっている。

しかしながら、この実質収支額には、国や社会保険診療報酬支払基金等へ翌年度返還すべき金額が含まれており、これらの償還金を控除した精算後の収支は2,637万円余の黒字となり、後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てることとしている。当該基金は、保険給付費が増嵩した場合など、年度間の収支を調整し、被保険者の保険料負担を軽減するための財源として充当されるものである。

特別会計の決算をみると、歳入歳出ともに前年度比増となっている。

歳入では前年度からの繰越金が28億1,052万9千円、支払基金交付金が6億4,698万8千円増加したことが主な要因となっている。

なお、諸収入において、時効等による不納欠損はなかったものの、医療法人による診療報酬の不正・不当請求事件があり、診療報酬返納金6億6,561万9千円とその加算金5,336万8千円、計7億1,898万7千円と多額に上る収入未済額が発生している。現在、破産債権の回収に向けた法的な手続きを進めているとのことであるが、保険料や多額の公費を元に運営されている保険事業であることに鑑み、関係機関とも連携し、できる限りの債権回収を行っていくよう努められたい。また、例年規模で見られる自己負担割合の修正等に係る医療費等返納金278万7千円についても、公正公平の観点から適正な債権管理に努め、滞納額の一層の縮減に向けて努力されたい。

歳出においては、被保険者数が前年度より500人ほど増加し約17万2千人となったが、新型コロナウイルスによる受診抑制が緩和したことで、歳出総額の96.96%を占める保険給付費は1,550億1,909万4千円と、前年度比で35億6,285万1千円増（同比2.35%）となっている。

今後については高齢化の更なる進展や高度先端医療の普及などにより、保険給付費の一層の増加が見込まれる中、生活習慣病等の重症化予防や健康診査の推進など周知を図るとともに、レセプト点検強化や医療費・ジェネリック医薬品差額通知の実施により、更なる医療費の適正化に取り組まれない。

3 むすび

後期高齢者医療制度は、創設後 14 年を経過し、制度として定着している。被保険者数は、創設時の約 13 万 7 千人から令和 3 年度には約 17 万 2 千人と約 3 万 5 千人増加しているが、団塊の世代が後期高齢者となる令和 4 年度からは、被保険者が一層増加し、それに伴い保険給付費も急増することが見込まれている。

こうした状況の中、令和 3 年 6 月に成立した全世代対応型改革法により、一定所得以上の被保険者を対象に令和 4 年度後半から窓口負担割合に 2 割が導入される。また、本広域連合においても、平成 26 年度以来据え置いてきた保険料率を、令和 4 年度から均等割額を 47,520 円から 48,500 円に、所得割率を 9.33% から 9.53% に改定するなど、財政基盤の強化を図ってきたところである。

今後においても、超高齢社会の到来に対する国の施策を注視しつつ、遺漏なきよう取り組まれるとともに、事業の執行にあたっては、国や県、市町等の関係機関と緊密な協力・連携を図り、適正かつ円滑な執行に努められたい。また、被保険者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療費の適正化や未収金の確保に努めるなど、安定的かつ持続的な制度運営に取り組まれたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、次々と新しい変異株が出現するなど、まだまだ終息が見えない中、一方では感染症法上の分類も、見直しが検討されているところである。今後の保険事業の運営にあたっては、最新の新型コロナへの国の対応方針や医療費の動向をしっかりと把握し、適時適切な対応に努められたい。